

---

# 韓国の生命保険産業における 残余市場創設の可能性について

---



早稲田大学商学学院助手  
崔 桓碩

# 目次

---

1. はじめに
2. 韓国社会における高齢者貧困問題
3. 残余市場の構造と特徴
4. 残余市場創設の可能性
5. おわりに

# 1. はじめに

---

- 韓国社会は、OECD加盟国の中でも最も速いスピードで高齢化が進んでおり、高齢者の貧困率も最も高い水準である。
- 高齢者貧困層のために、公的セーフティネットとして「国民年金」と「基礎年金」のような制度があるがこれだけでは高齢者の貧困問題を解決することは現実的に難しい状況にある。
- その中で、民間の役割として私的年金の活性化が注目を浴びているが、高齢者貧困問題を解決する根本的な手段ではない。
- 高齢者貧困層のための新しい制度の導入が必要  
⇒ 高齢者貧困問題のために「残余市場」制度の導入を検討

## 2. 韓国社会における高齢者貧困問題

### 2.1 高齢者貧困問題の状況

- ・韓国における人口高齢化の速度はOECD加盟国の中で最も速い。
  - －2018年に高齢社会、2026年に超高齢社会に進入する予定である。

#### 〈主要国の65歳以上人口割合別到達年次とその倍加年数〉

国	65歳以上人口割合（到達年次）						倍加年数（年間）	
	7%	10%	14%	20%	25%	30%	7%→14%	14%→20%
韓国	1999	2008	2018	2026	2033	2040	19	8
日本	1970	1985	1994	2005	2013	2024	24	11
ドイツ	1932	1953	1972	2008	2025	2033	40	36
英国	1929	1946	1975	2025	2053	－	46	50
米国	1942	1972	2014	2031	2093	－	72	17
フランス	1864	1943	1978	2019	2038	－	114	41

出典：国立社会保障・人口問題研究所『新興統計資料集(2014)』を一部修正。

## 2. 韓国社会における高齢者貧困問題

### 2.1 高齢者貧困問題の状況

- 2013年基準の65歳以上の人口構成比率は12.2%であったが、2060年には40.1%まで急増する見通し
  - －出生率：1.19（2013年）、平均寿命：81.44歳（2012年）
  - －老年扶養人口比の急増により、扶養費用も増加（国の財政に影響）

#### 〈韓国における高齢化の趨勢と予想〉

年度	人口 (100万名)	人口構成比率(%)		中位年齢 (歳)	老年扶養 人口比(%)	高齢化指数 (%)
		65歳以上	80歳以上			
1960	25.0	2.9	0.2	19.0	5.3	6.9
1980	38.1	3.8	0.5	21.8	6.1	11.2
2000	47.0	7.2	1.0	31.8	10.1	34.3
<b>2013</b>	<b>50.2</b>	<b>12.2</b>	<b>2.4</b>	<b>39.7</b>	<b>16.7</b>	<b>83.3</b>
2020	51.4	15.7	3.7	43.4	22.1	119.1
2040	51.1	32.3	9.4	52.6	57.2	288.6
2060	44.0	40.1	17.2	57.9	80.6	394.0

注：1) 老年扶養人口比 = (65歳以上の人口 ÷ 15-64歳人口) × 100.

2) 高齢化指数 = (65歳以上の人口 ÷ 0-14歳人口) × 100.

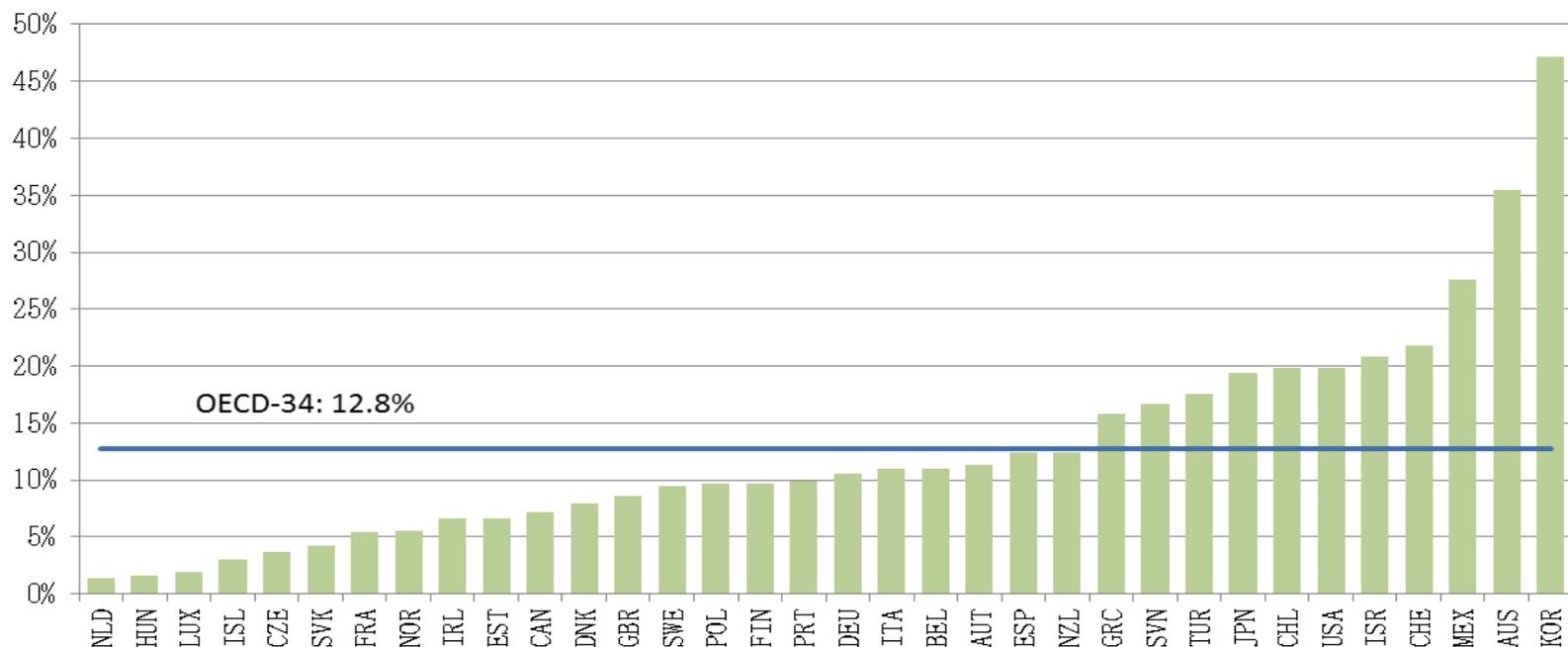
出典：統計庁(韓国)(2011)『将来人口推計』

## 2. 韓国社会における高齢者貧困問題

### 2.1 高齢者貧困問題の状況

- ・韓国はOECD加盟国の中で高齢者の貧困率が最も高い。
  - －2010年基準で65歳以上の高齢者の内、47.2%が相対的貧困状態
  - －OECD加盟国平均（12.8%）の3倍以上

#### <OECD加盟国における高齢者貧困率>



注：高齢者貧困率は、65以上人口の中で可処分所得が中位50%未満にある人口の比率  
出典：OECD(2013)、“Pensions at a Glance 2013”

## 2. 韓国社会における高齢者貧困問題

### 2.2 高齢者貧困層に対する政府の政策と問題点

#### 〈社会セーフティネットの構成と導入時期〉

社会セーフティネット	制度	施行
1次セーフティネット 〈社会保険〉	・国民健康保険	・77年施行、89年全国民に拡大
	・産業災害補償保険	・64年施行、00年1人以上事業場に拡大
	・国民年金	・88年施行、99年全国民に拡大
	・雇用保険	・95年施行、98年1人以上事業場に拡大
	・老人長期療養保険	・08年施行
2次セーフティネット 〈社会(福祉)サービス〉	・児童/老人/障害者に対する 保護サービス等	・各種社会福祉施設の拡充 ・06年社会サービス電子バウチャー導入 ・11年障害者活動支援制度施行
3次セーフティネット 〈公的扶助〉	・国民基礎生活保障	・00年施行(61年生活保護法制定)
	・医療給与	・77年施行、00年拡大
	・緊急福祉支援	・06年施行、14年拡大
	・基礎老齢年金	・08年施行
	・障害者年金	・10年施行

注：「基礎老齢年金」制度は2014年から「基礎年金」に替わった。

出典：政府関係部署(韓国)(2014)、「第1次社会保障基本計画(14年～18年)案」

## 2. 韓国社会における高齢者貧困問題

---

### 2.2 高齢者貧困層に対する政府の政策と問題点

- 社会保険の導入期間が短く、適用範囲が低いため、中間層の場合、リスクが発生すると貧困層に陥る可能性が高い。
  - －国民年金の水準：加入者の平均加入期間は8.1年、平均年金額は約32万ウォン(約3万2千円)(老後必要資金の12.9%水準)、65歳以上の高齢者のうち33%(約200万名、2012年)が受給
  - －基礎年金の水準：65歳以上高齢者639万名のうち、下位所得70%の447万名が基礎年金20万ウォン(約2万円)を受給
- 国民基礎生活保障の対象になっていない貧困層が広範囲にわたって存在していて貧困層の生活保障が不足しており、老後の準備ができていない高齢者の貧困率が深刻
  - －最低生計費以下の生活者のうち、非受給者は約117万名
- 高い高齢者貧困率に比較して、老後に対する準備が低いことも問題
  - －高齢者が必要とする福祉サービス：所得保障(31.8%)、医療サービス(26.1%)、介護サービス(18.7%)、レジャー生活支援サービス(9.0%)、老後住宅支援(3.9%)等(政府関係部署(韓国)、2014)
  - －老後のための所得・医療保障制度が必要

## 2. 韓国社会における高齢者貧困問題

### 2.2 高齢者貧困層に対する政府の政策と問題点

- ・65歳以上の高齢者のうち、老後の準備をしていない割合は59.9%
  - －その中で、準備能力がない（54.8%）、子供に依頼（36.8%）順
  - －無配偶高齢者の場合は76.2%

#### 〈高齢者の老後準備方法(2011年)〉

区分	準備している							準備していない					
		国民年金	その他公的年金	私的年金	預金・積立金	不動産運用	その他 <sup>1)</sup>		まだ考えていない	今後準備する計画	準備能力がない	子供に依頼	
高齢者 (65歳以上)	40.1	31.8	11.1	10.8	27.5	13.6	5.2	<b>59.9</b>	4.3	4.1	54.8	36.8	
有配偶高齢者	50.9	30.1	12.0	10.5	27.2	14.6	5.6	<b>49.1</b>	6.6	6.5	58.7	28.2	
	男子	58.0	34.4	11.5	9.4	24.3	14.7	5.7	<b>42.0</b>	6.5	7.7	55.8	30.1
	女子	40.5	21.2	12.9	12.9	33.3	14.4	5.3	<b>59.5</b>	6.6	5.3	61.8	26.3
無配偶高齢者	23.8	37.3	8.4	11.6	28.4	10.1	4.2	<b>76.2</b>	2.2	1.7	51.0	45.1	

注：1）“退職金”、“株式・債権など”を含む。

出典：統計庁(韓国)(2013)『2013 高齢者統計』

## 2. 韓国社会における高齢者貧困問題

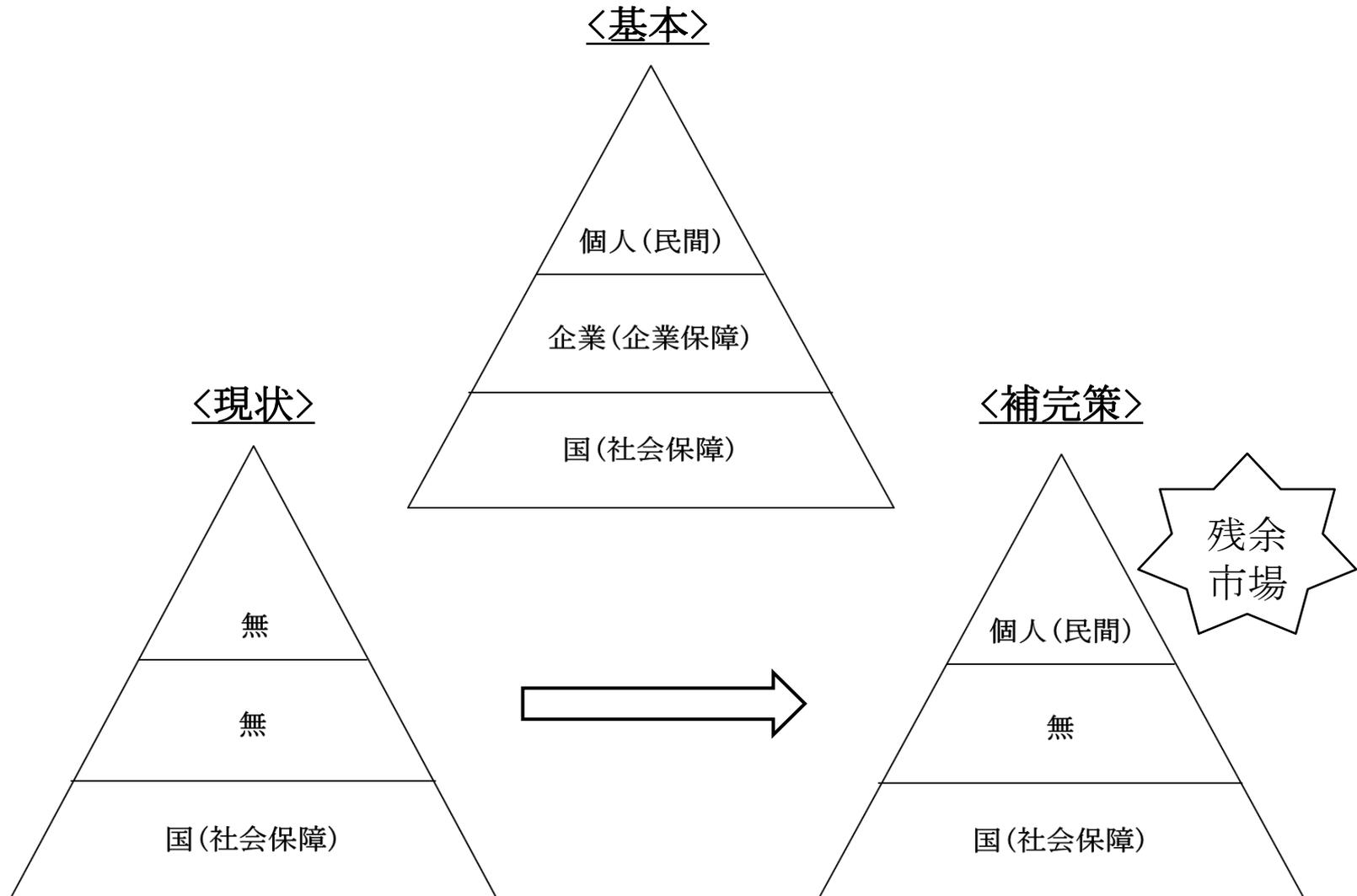
---

### 2.3 既存の議論

- 私的年金の活性化を通じて公的年金を補完し、年金所得の代替率を堤高(政府関係部署(韓国)、2014)
  - －退職年金の導入・加入を拡大
  - －年金資産を合理的・弾力的に運用
  - －受給権の保護・年金化を誘導
  - －私的年金活性化のためのインフラを構築
- 健康保障：高齢者など脆弱な階層のために専用の販売チャンネルが必要  
老後所得保障：低所得層に対して私的年金への加入を支援(ガン、2014)
  - －公的年金加入を前提に私的年金の加入を支援  
例) ドイツのリースター年金のように個人年金の補助金を支援
- 低所得層のための私的年金の導入(リュウ、2014)
  - －低所得層を対象に補助金を支援
  - －長期的に低所得層の自立機会を提供 → 高齢化リスクの減少
  - －ドイツの場合、年間所得3万ユーロ(約407万円)以下の加入者の割合は70.8%で、低所得層の加入効果が大きい

## 2. 韓国社会における高齢者貧困問題

### 2.4 高齢者貧困層の保障に関するイメージ



## 3. 残余市場の構造と特徴

---

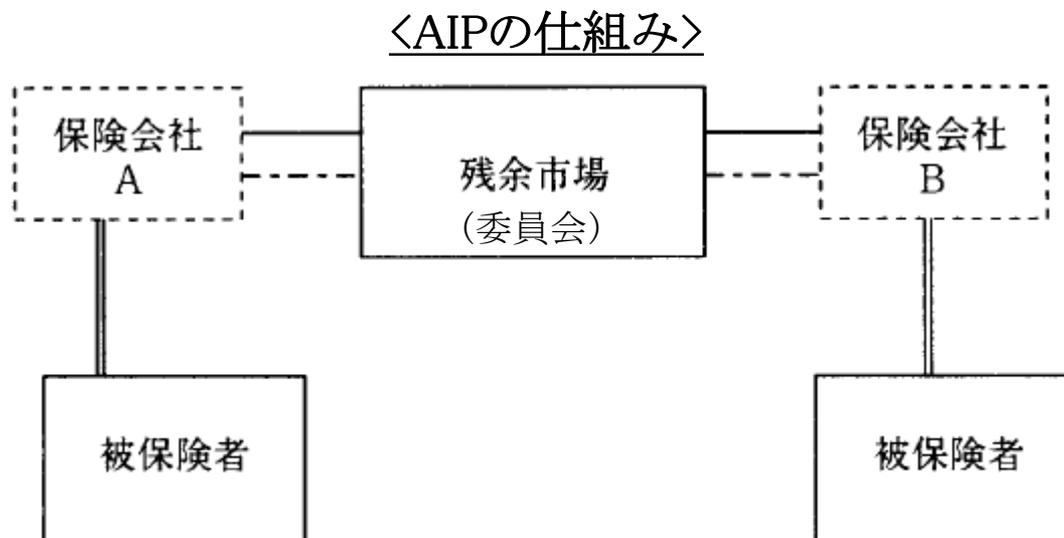
### 3.1 残余市場の構造

- 残余市場は、主にアメリカで発達しており、自動車保険を購入することができないリスクの高い人に対して、保険を提供することにより、無保険車の弊害を除去するために創設された制度である。（堀田、2006）
  - －残余市場は任意市場であり、残余市場の被保険者は、任意市場から内部補助を受けることによって、正当な保険料率よりも低い料率で保険に加入することができる。
- 形態別には、大きくAIP (Automobile Insurance Plan)、JUA (Joint Underwriting Association)、RF (Reinsurance Facility) の3つに分かれているが、低廉な保険料で構成されており、残余市場の運営コストは、マーケットシェアに応じて保険会社が分担することになっている。（堀田、2006）
  - －保険会社間の共同で、①委員会(AIP)、②シンジケート(JUA)、③再保険プール(RF)のような組織を設立し、そこが残余市場を管理する。

### 3. 残余市場の構造と特徴

#### 3.1 残余市場の構造

- AIPの仕組みは、保険会社の任意市場での市場占有率に応じて、費用を負担するのではなくて、残余市場に送られた被保険者を直接引き受けることである。（堀田、1995）
  - ーたとえば、市場シェアが10%であれば、残余市場に送られたドライバー全体の10%を引き受ける。

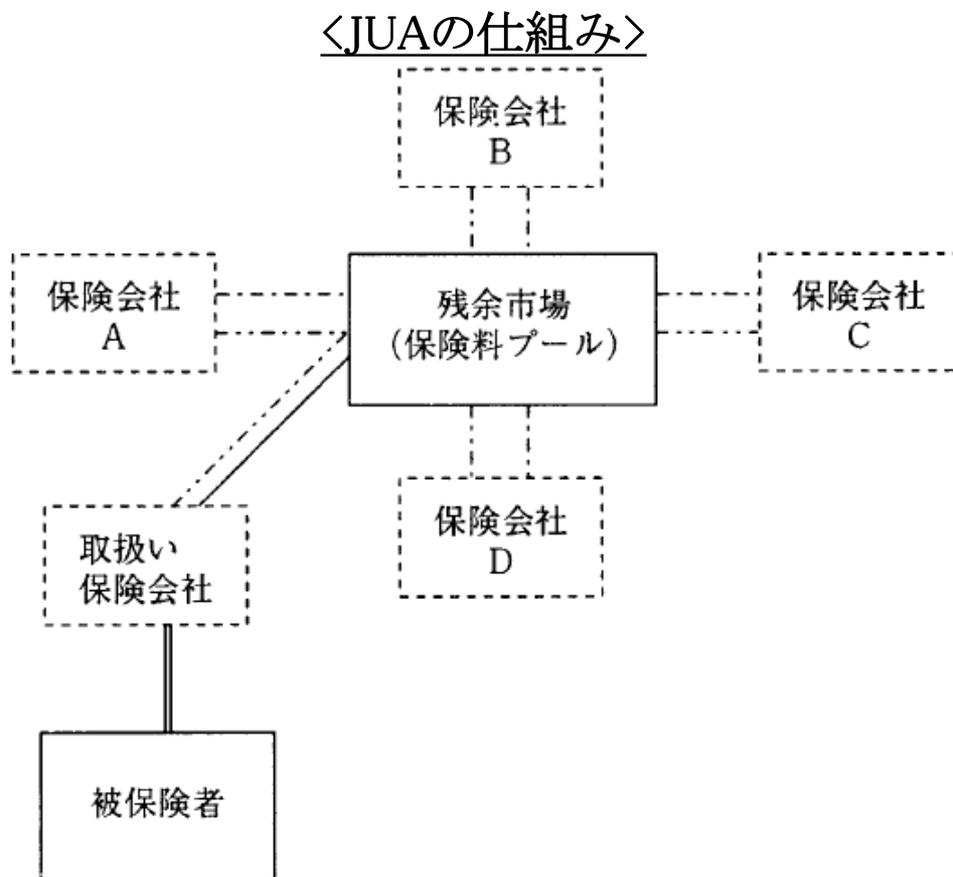


出典：堀田(1995)、p. 41参照。

### 3. 残余市場の構造と特徴

#### 3.1 残余市場の構造

- JUAの仕組みは、政府によって指定された一部の限られた保険会社が、シンジケートを形成して、保険会社から申込書と一緒に送られてきた被保険者を引き継いで、保険証券を発行し、その後の事務管理を一切引き受ける制度である。（堀田、1995）

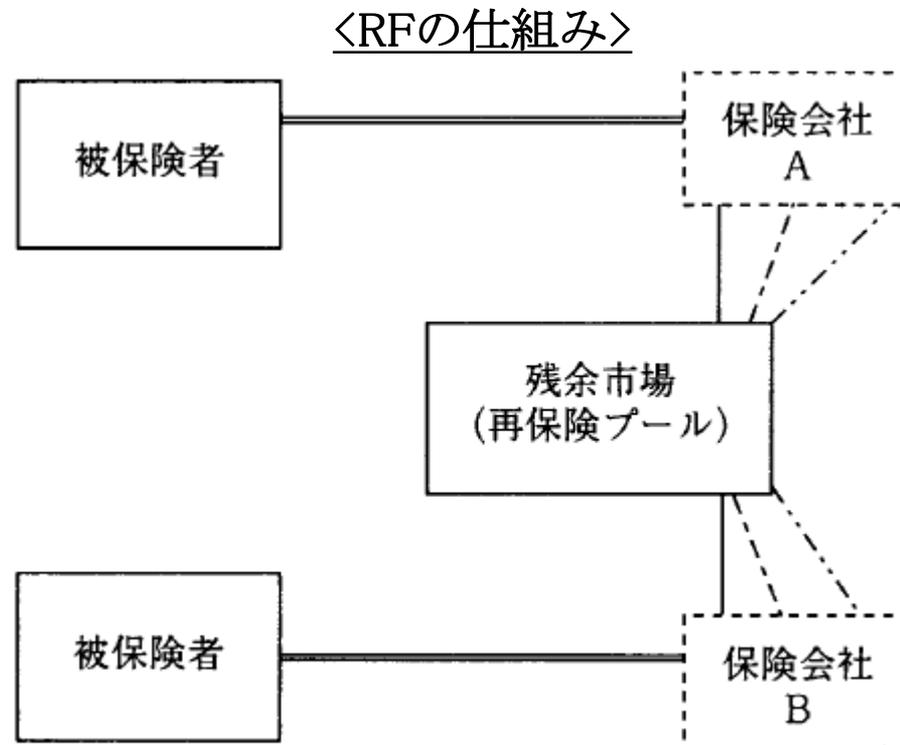


出典：堀田(1995)、p. 44参照。

### 3. 残余市場の構造と特徴

#### 3.1 残余市場の構造

- RFの仕組みは、高リスクの被保険者を引き受けるための再保険プールである。（堀田、1995）
  - 保険会社はすべての申込者を引き受け、高リスクの保有者は再保険プールに送る。しかし、残余市場に送られた被保険者はその事実を知らない。



出典：堀田(1995)、p. 45参照。

## 3. 残余市場の構造と特徴

---

### 3.2 残余市場の特徴と役割

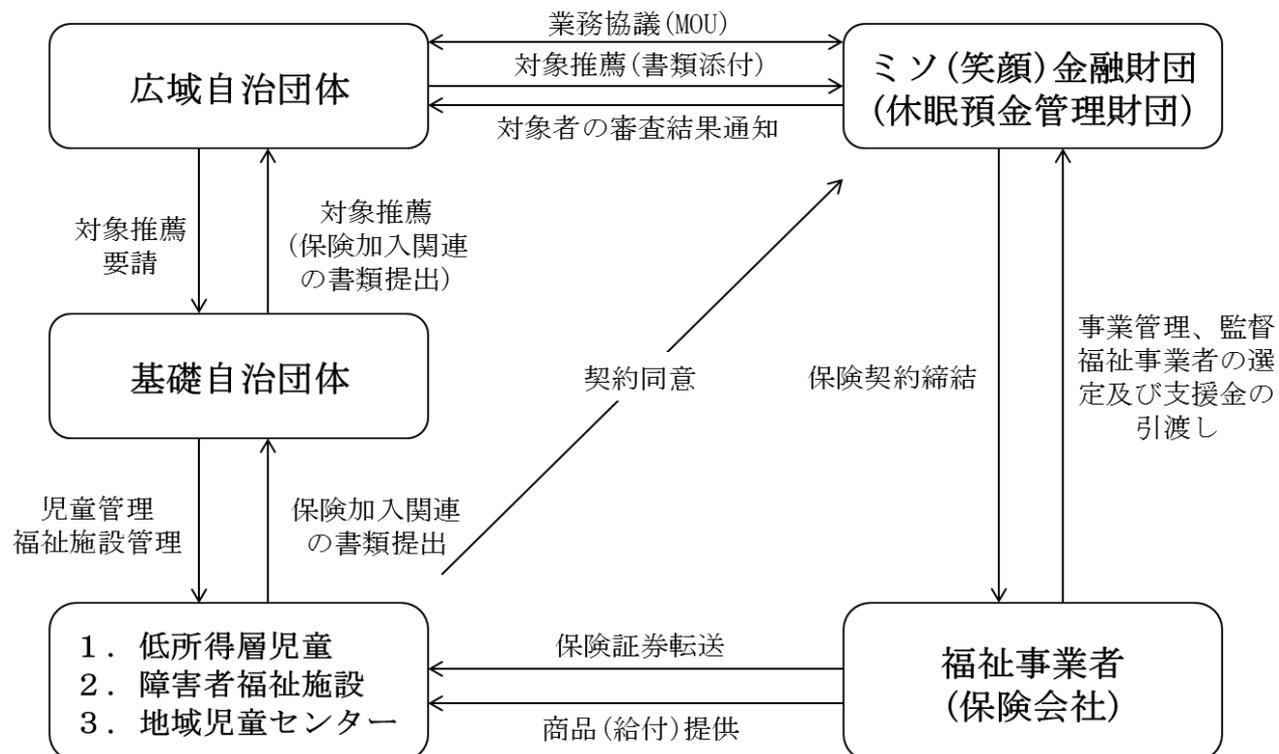
- 残余市場の創設は、内部補助を受ける側と内部補助をする側とを明確に区別することができる。（堀田、2006）
  - －なお、保険市場の効率性を上げるために競争原理を導入することによって自己責任を明確にし、残余市場を通じて保険機能を維持することができる。
  - －しかし、政府の規制が強いほど、残余市場の規模が大きくなる傾向がある。
- 自由競争がもたらす過当競争を緩和する機能を残余市場が有している。（堀田、2006）
  - －任意市場のシェアに応じて残余市場のコストを分担することにより、独占的な状態に移行することを抑制する効果をもたらす。
  - －なお、残余市場は、保険市場の自由競争を促進する機能も有している。（堀田、1995）

# 3. 残余市場の構造と特徴

## 3.3 残余市場の類似制度

- ・ミソ(笑顔)金融中央財団の少額保険事業 (韓国)
  - 一 広域自治団体が基礎自治団体を通じて支援対象を発見し、推薦するとミソ(笑顔)金融中央財団は支援対象を被保険者(収益者)とする保険契約を保険会社と締結し、保険料を全額支援する制度

### ＜ミソ(笑顔)金融中央財団の少額保険事業の仕組み＞



出典：ミソ(笑顔)金融中央財団のホームページ

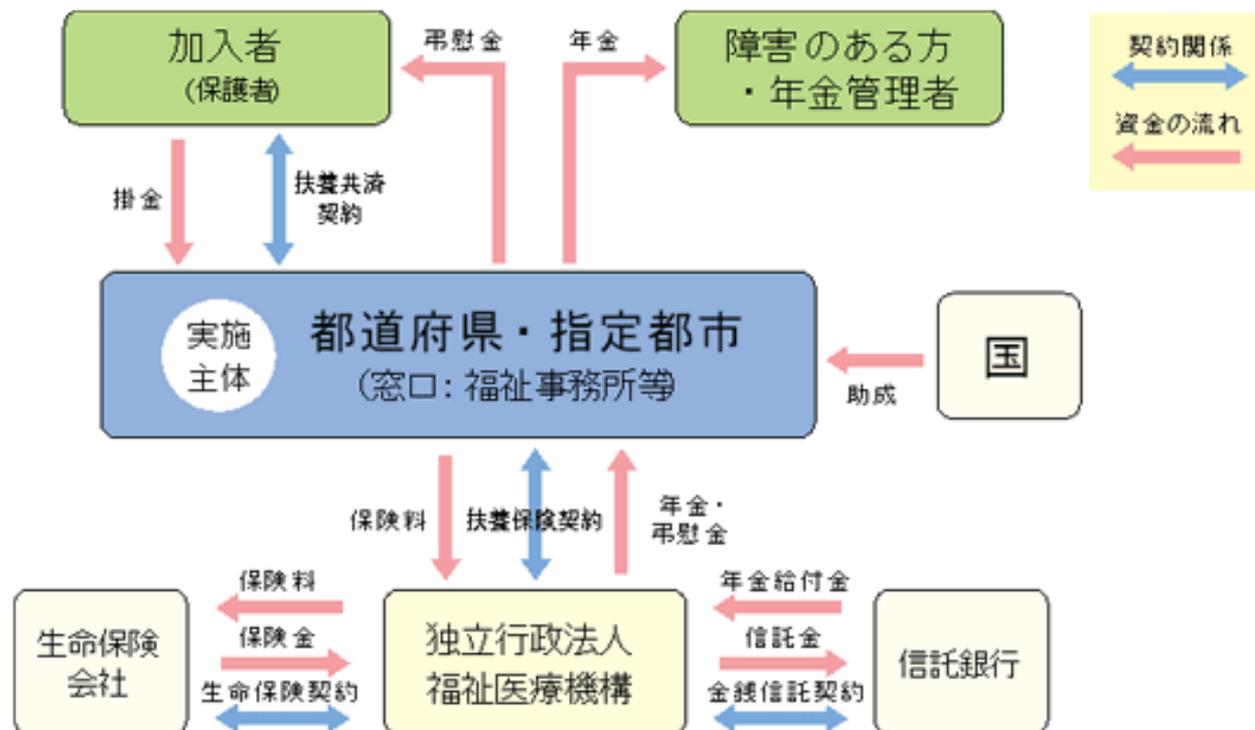
# 3. 残余市場の構造と特徴

## 3.3 残余市場の類似制度

- 心身障害者扶養保険制度（日本）

- 一都道府県・指定都市が加入者に負う責任を独立行政法人福祉医療機構が保険し、機構は生命保険会社・信託銀行との間でそれぞれ生命保険契約・金銭信託契約を締結

### 〈心身障害者扶養保険制度の仕組み〉



出典：独立行政法人福祉医療機構のホームページ

## 4. 残余市場創設の可能性

---

### 4.1 生命保険産業における残余市場とは

- 残余市場は、高齢者貧困層の生活を保護する私的セーフティネットとして役割を果たし、それを運営する保険会社においても保険機能の発揮を通じて社会的リスクの分散を図ることができる。
- 予想される残余市場の機能
  - － 高齢者が貧困層に落ちることを防ぐことにより、保険需要を維持
  - － 老後生活の安定化を通じた社会的リスクの軽減
- 自動車保険における残余市場との違い
  - － ①アメリカの残余市場は自動車保険に関する制度であり、無保険車事故に対する被保険者利益の問題が存在するが、高齢者貧困問題にはそれが存在しないため、事故発生 の性質が異なっている。そのため、残余市場創設に関する別途の誘引策が必要となり、政府の直接・間接的な関与が求められる。
  - － ②運営コストに関して、アメリカの残余市場はマーケットシェアに応じて保険会社が分担することになっているが、生命保険産業における残余市場は、社会保障的な性格も有しているため、任意市場なかでの内部補助ではなく、官民パートナーシップの形態を通じた政府からのインセンティブが考えられる。

## 4. 残余市場創設の可能性

---

### 4.2 高齢化社会に要求されるニーズ

#### 1) 所得保障ニーズ

- ・個人年金市場の拡大

- －公的年金は、老後のために十分な生活資金を保障することが難しい。
- －企業年金は、大きく期待される場所であるが、これも経済全般と企業のあり方によって左右され、しかも単独で生活保障を行うものではない。
- －公的・企業年金の将来が不安定だとすれば、一般に個人貯蓄(年金)を増加させる心理的要因が働く。(田村、1987)

#### 2) 健康・医療保障ニーズ

- ・健康で快適な老後を送るための環境作りと保険給付へのニーズが増加
  - －例えば、定期健診、余暇・スポーツ施設の利用、快適な住環境の提供(老人ホーム)、老後介護保険

## 4. 残余市場創設の可能性

---

### 4.3 残余市場のモデル

#### 1) 市場規模(加入対象)

- ・ 韓国の高齢者人口は639万名(2014年)であり、その中で47.2%(2012年)の約300万名が相対的貧困層である。(基礎年金受給者は447万名)
  - － 高齢者貧困層の人口は、約300万名から447万名まで推計できる。
  - － 今後、高齢者人口の増加とともに高齢者貧困層も拡大すると予想されており、残余市場の対象となる高齢者貧困層の人口は一定規模を維持することができる。

#### 2) 商品ニーズ

- ・ 老後所得保障ニーズ、健康・医療保障ニーズ
  - － リスクが発生した時、貧困層に落ちないように財産の損失が予防できる所得保障の商品が必要
  - － 死亡、疾病、障害などのリスクに対応するためには、医療保険や生活保障型または貯蓄型の商品が必要

## 4. 残余市場創設の可能性

---

### 4.3 残余市場のモデル

#### 3) 残余市場の仕組み

- 高齢者貧困層の場合、他の年齢層に比較して、リスクが高い属性を有しているため、生命保険会社と保険契約者が個別で契約することは、保険会社にとってリスクの負担が大きい。従って、適切なリスク分散ができる仕組みが考えられる。
  - －アメリカの残余市場のようにシンジケートを創設し、そこで残余市場を管理することが必要である。
  - －なお、RF仕組みのように再保険プールの形態を適用すると、保険会社が引き受ける範囲を拡大することができるため、より多くの事業範囲を構築することができる。
- ドイツのリースター年金制度を準用し、全国民ではなく、高齢者貧困層に限定して実施
  - －限られた市場であるため、「強制加入」の選択肢も考えられる。
  - －政府支援の形態としては「補助金」と「所得控除」がある。
  - －イギリスでは、公的扶助として「年金クレジット制度」が存在

## 5. おわりに

---

- 本研究は、深刻な状態にある韓国の高齢者貧困問題に着目し、残余市場の仕組みを通じて高齢者貧困層にも保険機能を適用し、リスクを分散することについて考察した。
  - －高齢化貧困問題について、公的保障における給付水準の大幅な改善には多くの困難がともなうことは明らかであり、この意味で私的保障の必要が強調される。
- 平均寿命が長くなると、保険料は下がり、人的資本を蓄積のための大きなインセンティブが生じる。そして、生命保険に対する需要が高くなる傾向がある。(Outreville, 1996)
  - －しかし、人口の高齢化とともに高齢者貧困層も増加し、それは生命保険に対する需要を減少させる結果をもたらす。
  - －従って、生命保険に対する需要が減少しないように、所得水準を一定限度に抑える必要がある。
  - －残余市場の仕組みを活用すれば、高齢者貧困層の生活を保護・保障し、さらには貧困状態に陥ることを予防することが期待できる。

## 【参考文献】

- ・江澤雅彦(2007)「第2章保険の意義と仕組み」『保険論』(大谷孝一編著)成文堂、pp. 21-35.
- ・堀田一吉(1995)「残余市場の経済分析—米国自動車保険市場の課題—」『三田商学研究』第38巻第5号、pp. 37-64.
- ・堀田一吉(2006)『保険理論と保険政策』東洋経済新報社.
- ・国立社会保障・人口問題研究所『新興統計資料集(2014)』.
- ・水島一也(2006)『現代保険経済(第8版)』千倉書房.
- ・田村祐一郎(1987)「第8章生活保障システムの変化と生命保険産業の役割」『生活保障システムと生命保険産業』(水島一也編著)千倉書房、pp. 320-364.
- ・ゾ・ヨンス(조용수)(2006)「最近高齢貧困問題の実態と対応方向」『LG週刊経済』pp. 34-38.
- ・ガン・ホ(강호)(2014)『高齢化時代、健康および所得保障のための公私パートナーシップの構築』保険研究院.
- ・リュウ・ゴンシキ(류건식)(2014)『私的年金における脆弱階層のための年金政策方向』保険研究院.
- ・政府関係部署(韓国)(2014)『第1次社会保障基本計画(14年~18年)案』.
- ・政府関係部署(韓国)(2014)『私的年金活性化対策』.
- ・統計庁(韓国)(2011)『将来人口推計』.
- ・統計庁(韓国)(2013)『韓国の社会動向2013』.
- ・統計庁(韓国)(2013)『2013 高齢者統計』.
- ・OECD(2013)、“Pensions at a Glance 2013”.
- ・Outreville, J. F. (1996), Life Insurance Market in Developing Countries, *The Journal of Risk and Insurance*, Vol.63, No.2, 263-278.
- ・ミソ(笑顔)金融中央財団のホームページ.
- ・独立行政法人福祉医療機構のホームページ.

ご清聴ありがとうございました。